

平成30年第4回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成30年12月5日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第6号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第7号	総務文教常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	委員会報告第8号	産業厚生常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 6	議案第51号	豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正
日程第 7	議案第49号	豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
日程第 8	議案第50号	豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正
日程第 9	議案第44号	平成30年度豊頃町一般会計補正予算（第6号）
日程第10	議案第45号	平成30年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第46号	平成30年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第47号	平成30年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第48号	平成30年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第52号	豊頃町学童保育所条例の一部改正
日程第15	議案第53号	十勝圏複合事務組合規約の変更
日程第16	同意案第3号	豊頃町教育委員会委員の任命
日程第17		請願の委員会付託
日程第18		陳情の委員会付託
日程第19		休会の議決

◎出席議員（8名）

1番 中村純也君	2番 小笠原茂人君
3番 坂口尚示君	4番 相澤昌幸君
5番 岩井明君	6番 欠員

7番 大崎英樹君 8番 大谷友則君
9番 藤田博規君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口孝君
副町	長	菅原裕一君
教育	長	山本芳博君
代表監査委員		山口浩司君
総務課	長	富田秀樹君
企画課	長	下重博光君
住民課	長	佐藤則仁君
福祉課	長	山田良則君
子育て支援所	長	廣澤行位君
産業課	長	神義宏君
商工観光課	長	岩城光洋君
施設課	長	越谷光裕君
会計管理者		熊谷雅美君
農業委員会事務局	長	渡辺良英君
教育委員会教育課	長	二村比呂志君
消防署	長	波多野明君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局	長	中川直幸君
庶務係	長	沢崎真司君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、平成30年第4回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
暫時休憩をいたします。

午前10時01分 休憩

午前10時04分 再開

- 藤田議長 議事を再開します。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
中川事務局長。
- 中川事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
次に、監査委員より平成30年10月23日から同年11月9日まで実施されました、平成30年度定期監査報告書及び平成30年8月から同年10月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書はお手元に配付のとおりでありますので、ごらんをいただきたいと思います。
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
宮口町長。
- 宮口町長 第4回豊頃町議会定例会行政報告を申し上げます。
農林水産業の概況についてであります。
はじめに農業については、春先から6月上旬までは天候に恵まれ順調に推移しましたが、その後、低温と日照不足が作物の生育に大きく影響を及ぼしました。

甜菜は、収量・糖度とも良好な状況が見込まれておりますが、馬鈴薯は澁原、加工、種子、全てにおいて前年の8割から9割程度の収量となりました。

豆類は、天候不順の影響が大きく、全般的に昨年の収量を下回り、特に金時、大豆について昨年を大きく下回っております。

野菜類は、全般的に平年並みの収量とみており、大根については、昨年を上回る販売価格となっております。

次に畜産業については、生乳生産が9月6日に発生した、胆振東部地震に伴う停電によって乳量の減少はあったものの、ほぼ例年並みの生産量を維持しております。

肉用牛は、黒毛和種の去勢・雌牛素牛価格が依然として高い水準で推移しております。

粗飼料生産においては、牧草の収量は例年並の水準を確保できたものの、収穫期の長雨により乾草栄養価が低くなっており、デントコーンは、低温の影響で減収となりました。

次に林産業については、民有林の皆伐は前年並みの状況となっております。伐採跡地の植林も町産業振興補助制度による奨励と苗木供給量の回復もあって、前年を上回る面積で推移していることから、引続き環境保全のため植林を推進し、伐採跡地及び未立木地解消に努めてまいります。

また、多様な役割を果たしている本町の森林を育成するため、これからも適正な森林整備を推進してまいります。

次に水産については、全道秋サケ定置網漁の漁期前予測が、本町沿岸を含むエリモ以東西部海域においては、昨年を大きく上回ると公表され、大きな期待のなか、8月30日から水揚げが開始されました。

しかし、大津漁協の水揚げは、9月中旬以降の最盛期においても低調な状況が続き、数量では昨年を上回ったものの、魚体が小さいために単価がふるわず、金額では昨年を下回る非常に厳しい状況で漁を終えることとなりました。

2年連続となる太宗漁業の記録的不漁は、本町経済への影響も大きく、関係機関による原因究明、資源回復への取組みに期待を寄せるとともに、大津漁業協同組合と連携し、漁業者支援を検討してまいります。

シシャモ漁については数量は、回復したものの、平均的な水準の水揚げとなりましたが、十勝川などのシシャモ遡上河川の再生産環境の維持・保全に向けた、継続的取組が重要であると思われまます。

大津漁港整備においては、懸案であった上架施設の供用が開始され、船揚場も暫定的な供用が始まりました。今後、継続して進められる嵩上げ工事の早期完成、更には、次期長期整備計画による新たな整備に向け、大津漁業協同組合及び関係団体と連

携し推進してまいります。

2、役場庁舎1階町民ホールの改修についてであります。

来庁する方々の利便性向上を目的に進めておりました、庁舎1階町民ホールの改修は、11月15日に工事が完了し、事務機器等の整備を終え、同月26日から戸籍住民係の職員を配置し、戸籍・住民票の交付、印鑑登録などの窓口業務を開始いたしました。また、戸籍住民係の業務以外でも用件を伝えていただきますと、連絡を受けた担当職員が1階へ下りて対応するようにいたしました。

今後も改善する必要があるれば、随時、検討し充実を図ってまいります。

3、ジュエリーアイス商標登録についてであります。

近年、北海道を代表する観光資源として注目されております「ジュエリーアイス」につきましては、写真愛好家をはじめ、旅行業者のツアーによって、昨シーズンは6,000人以上の観光客が大津を訪れております。また、多くのメディアにも取り上げられ、広告換算で1億400万円以上の効果を生みました。今シーズンは、インバウンドの誘客も見込まれていることから、更に多くの観光客が来町されるものと考え、受入の準備を進めております。

この「ジュエリーアイス」の名前を特定の者に独占されず、多くの方に利用していただけるよう、豊頃町として商標登録をすることとし、平成29年4月14日に特許庁へ商標登録願を提出したところであります。

出願後、本町より早く2事業者から出願されていることが明らかになりましたが、本年11月16日付けで商標が登録されました。

なお、本町が登録した商標の効力につきましては、装飾品類、菓子類、旅行業などの三つの分類に範囲が及ぶものとなっております。

以上、行政報告を終わります。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番坂口尚示議員及び4番相澤昌幸議員を指名します。

◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間に決定しました。

◎ 委員会報告第6号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第6号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第6号議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1) 平成30年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成30年11月30日。

3、調査の経過。

(1) 平成30年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成30年11月28日招集告示のあった平成30年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月30日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1) 平成30年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、12月13日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、請願書の取り扱いについては、平成30年第3回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきものとした。

ウ、陳情書の取り扱いについては、平成30年第3回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の総務文教常任委員会に付託すべきものとした。

エ、同意案第3号（豊頃町教育委員会委員の任命）については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、簡易採決することとした。

オ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の12月5日に開催するよう日程を調整した。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第6号は、報告済みとします。

◎ 委員会報告第7号

●藤田議長 日程第4 委員会報告第7号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

中村総務文教常任委員長。

●中村総務文教常任委員長 委員会報告第7号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

（1）豊頃町立学校校舎等建築検討委員会における検討状況等について。

2、調査の方法。

説明聴取。

3、調査期日。

平成30年10月24日。

4、調査の経過と結果。

豊頃町立学校校舎等建築検討委員会における検討状況について、同検討委員会は、平成30年9月20日付けで「豊頃町立学校校舎等の建築のあり方について」とする報告書を、町長並びに教育長に提出しており、この報告書に基づき調査を実施した。

（1）豊頃町立学校校舎等建築検討委員会の設置概要。

ア、設置目的。

本検討委員会は、平成28年度に町長が主催する総合教育会議において、建築後40年が経過した豊頃中学校校舎の建替えについて、課題提起されたことを踏まえて設

置された。設置の目的は、「本町の児童生徒数の動向を踏まえ、小・中学校の連携教育、国及び北海道が進める小中一貫教育等の視点、教育関係施設等の整備を含めた校舎の形態など、豊頃町にふさわしい学校のあり方について、総合的に検討すること。」である。

イ、開催状況。

平成29年7月20日開催の第1回検討委員会では、委員長及び副委員長の選出後、所掌する4項目の検討事項について、また平成29年度における検討委員会及び道内視察の日程などを確認している。

平成29年8月21日開催の第2回検討委員会では、平成28年11月21日の総合教育会議で決定した方向性に沿って本検討委員会の意見集約を図ることを確認し、これに基づき意見交換を行っている。

平成29年11月28日から同月29日までの日程では、雨竜町立雨竜小中学校及び石狩市立聚富小中学校の視察を実施し、平成30年2月20日開催の第3回検討委員会では、視察した2校についての意見交換を行っている。

平成30年6月29日開催の平成30年度第1回検討委員会及び視察研修では、白糠町立庶路学園を視察後、意見交換を行っている。

平成30年8月17日開催の第2回検討委員会では、これまでの検討経過を踏まえ、各委員からの最終の意見交換を行っている。

(2) 検討委員会報告書の概要。

本報告書の前段では、国立社会保障・人口問題研究所が示した豊頃町の人口推計を基に本町児童生徒数の減少状況、今日の社会の進展に伴う教育環境の変化を背景とした学校教育法の改正や学習指導要領の改訂を踏まえた検討を行ったものであるとしている。

ア、検討事項。

本検討委員会における検討事項は、1、「校舎等の建築に関すること」、2、「学校施設における環境整備に関すること」、3、「建築に係る財源等、予算に関すること」、4、「その他校舎等の建築にかかわる課題に関すること」の4項目とし、1項目ごとに検討されている。

イ、具体的な検討結果と方向性。

(ア) 校舎等の建築に関すること。

中学校の建築方法では、新築と改修の両方を比較検討し、耐震改修が施されているが、築後43年が経過し、将来的に多額の維持補修費用が予想されることから、「新築」が妥当であるとしている。

建築形態・規模については、単独校舎と小中併設校舎の両方を比較検討し、全国的

な小中一貫教育への流れや小中の円滑な接続、教職員の校種間連携による質の高い教育の実現、小学校教育の専科指導など、今後の変化に対応し得る学校施設を目指すために、「小中一体型併設校舎」の建設が望ましいとしている。また、「小中一体型併設校舎」を建設する場合は、全学校施設を「新築」する方法と「現豊頃小学校の一部改築と豊頃中学校の新築併設」する方法の二案についても比較検討し、そのメリットとデメリットの両方を明記している。

(イ) 学校施設における環境整備に関すること。

建設場所では、現豊頃中学校敷地とそれ以外の場所の両方を比較検討し、現豊頃中学校敷地とした場合及び現豊頃小学校敷地に建設する場合のメリットとデメリットの両方を明記している。

(ウ) 建築に係る財源等、予算に関すること。

建築予定年度では、築後45年（平成32年度）又は築後50年（平成37年度）などを基に意見交換した結果、本町の財政事情によるところが大きいが、現状早期の新築が望ましいとしている。

(エ) その他校舎等の建築にかかわる課題に関すること。

付帯意見及び留意事項では、茂岩保育所の併設について委員から意見があったが、現こどもプラザとよころの大規模改修から10年であることや幼保一元化などの諸課題の検討などが必要であることから、本検討委員会では具体的な言及はしないとしている。また、小中一貫教育の方向性では、当面は、報徳のおしえを中核に据えながらICT機器等を活用した遠隔授業や小中連携教育の深化を図りつつ調査研究を進めるとし、今回は中学校の建替えを視点としたものであり、学校再編を検討したものではないことも示されている。

なお、この報告書のまとめでは、現在の教育情勢の一端を捉え、将来を担う豊頃町の子どもたちの健全な育成を願い検討したものであること。そして、今後は町民への情報発信やパブリックコメントにより理解を深めていくことを求めている。

5、まとめ。

本調査では、町教育委員会から事前配付を受けた報告書を基に、これまで当委員会が実施した所管事務調査報告に関する検討状況などを含めた質問事項をまとめ、それらへの回答と合わせて報告書の内容について説明を受けた。

この報告書の検討に当たっては、豊頃中学校の老朽化に伴う建替えについての検討委員会としての考え方をまとめたものであることを再度確認できた。その上で、本町教育の将来的な方向性や目標設定については、本検討委員会における検討項目ではないことから、町教育委員会において校舎建築と平行して検討されるものと解した。

今回の学校校舎等の建築検討に当たっては、全国的に小中一貫教育への流れが加速

している状況を踏まえて検討を行ったとしているが、新たな学校校舎のもとで行われる教育の姿を示した上で、校舎建築を進めるべきではないかとの意見や、建築場所については、現豊頃小学校及び豊頃中学校に隣接する土地も含めての検討も必要ではないか。また、今後の進め方や現在までの検討内容について、町民への情報提供を積極的に進めることが必要ではないかなどの意見が出された。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第7号は、報告済みとします。

◎ 委員会報告第8号

●藤田議長 日程第5 委員会報告第8号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

相澤産業厚生常任委員長。

●相澤産業厚生常任委員長 委員会報告第8号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1) ジュエリーアイス観光の現状と課題について。

2、調査の方法。

説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

平成30年11月22日。

4、調査の経過と結果。

ジュエリーアイス観光の実績、観光客受入れに向けた取組及び今後の課題等について調査を実施した。

(1) ジュエリーアイス観光に取り組むまでの経過。

ジュエリーアイスとは、十勝川の水が氷結し、割れた氷が太平洋に流れ出し、波にもまれて大津海岸に打ち上げられる氷の塊である。昔からある自然現象として地域住民や写真家の間では認識されていたが、平成24年に本町観光大使の浦島久氏が、

ジュエリーアイスと命名し、メディアに取り上げられたことをきっかけに有名になり、受け入れ態勢の整っていない中、多くの観光客が訪れていることから、住民の安全・安心を確保し、観光地としてのブラッシュアップを図ることを目的に取り組むこととした。

(2) ジュエリーアイス観光の実績。

平成28年度に十勝観光連盟が、東京での商談会や記者発表会において、十勝として初めてジュエリーアスを冬季の観光資源として紹介し、平成29年1月に旅行代理店、メディア関係者及び宿泊業者等向けのモニターツアーを実施した。

平成29年度に町観光協会が、ジュエリーアスを冬の北海道を代表する新たな観光資源として魅力ある観光地づくりを目指し、観光客受入れの整備に取り組み始めた。

具体的には、公益社団法人北海道観光振興機構の補助金を活用し、パンフレット3種類4万枚や町のホームページにバナーを設け大津海岸の最新情報やPR動画を随時更新した紹介用ホームページの制作、またロゴマークを制作しパンフレット、ホームページ等で活用したほか、東京等でのプロモーションに4回参加した。また、多くの雑誌、テレビ・ラジオで取り上げられ、放映のためのジュエリーアスの映像等をメディア等に提供したほか、ツアー造成のためのパンフレット用に旅行事業者に写真提供した。受け入れ態勢の整備では、大津市街に休憩所・物産販売所、仮設トイレ4基を設置し、物産販売所では町内事業者が食事等の販売を行った。駐車場は、乗用車約70台分を整備し、大津港町にある津波避難場所の築山はバス待機所として用意した。また、誘導看板を多数設置し、見学場所の案内や駐停車中のエンジン停止を喚起した。その結果、観光客入込数約6,700人、(目標数3,000人)、フェイスブックアクセス数約4.2万人(目標数5万人)と目標を大きく上回った。

(3) 今年度の観光シーズンに向けた取組。

本年4月、大津地域と観光客との共生を図るため、大津漁業協同組合及び地域住民との意見交換会を開催し、早朝に予想を上回る観光客が訪れたことによる騒音や路上駐車、トイレの維持管理費用、観光ガイドの育成、観光消費の拡大策、観賞できないときの対応などの課題が出てきた。

このため、町観光協会では、今年度も公益社団法人北海道観光振興機構の補助金を活用し、より魅力ある観光資源を目指して交流人口の拡大につなげる取組を実施する。

具体的には、平成29年度の課題から、休憩所・物産販売所及び仮設トイレを汐見橋付近へ移設し、規模を拡大する。また、駐車場を追加整備し、乗用車約130台分の駐車を可能とするほか、ガイド育成研修会の実施、日本語、英語に加え、繁体語表

記による多言語対応のパンフレットの制作等を行うとしている。

(4) 今後のジュエリーアイス観光の方向性。

ジュエリーアイスが脚光を浴び、観光客数は順調に推移しているが、景観を楽しむだけの通過型観光の割合が多く、町内での消費活動につながっていないのが現状である。そのため、町内の他の観光地、歴史的資源等とのつながりの強化により交流人口の維持・増加を図り、長期滞在型の観光地づくりを進め、観光客を移住定住につなげ、人口減少対策に資する取組を目標としている。

5、まとめ。

本調査では、ジュエリーアイス観光の現状と課題について、休憩所並びに駐車場整備場所の現地視察を含めて調査した。

ジュエリーアイスは、昔からある自然現象として大津地域住民等に認識されていたが、メディアでの紹介や積極的なPRにより、北海道を代表する冬の観光資源の一つとして国内のみならず海外まで急速に広がり、予想を上回る観光客の入り込みであったことが分かった。また、受け入れ態勢が追い付かず、大津地域住民と観光客との共生が問題となっていることから、話し合いの中から改善の方向性を導き出していることが確認できた。

大津地域の住民生活に十分に配慮を行った上で、引き続き積極的なPRや外国人を含めた観光客受け入れ態勢の整備を進め、更なる観光客の増加に期待したい。また、ジュエリーアイス観光は始まったばかりであることから、引き続き実態把握や現状分析を進めるべきではないかとの意見や、町内の他の地域資源と合わせた観光プランの展開や冬季以外の時期など町全体での観光振興を考えるべきではないかとの意見、経済効果を高めるため通過型観光から滞在型観光へと発展させる構想を持つべきではないかなどの意見が出された。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第8号は、報告済みとします。

◎ 議案第51号

●藤田議長 日程第6 議案第51号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第51号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書5ページをごらんください。

本案は、人事院が国家公務員の給与水準を会社等企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に、国家公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、毎年勧告を行っているものであり、平成30年度の勧告は給与調査の結果、会社等の給与が公務員を上回っていることから、給料体系の重点を若年層に配分するとともに、勤勉手当の見直しを行うものであり、本年8月10日に勧告され11月28日勧告どおり改定することが国会で可決されました。

勧告の骨子は、給料表の月額を0.09から1.16%引き上げ、勤勉手当は0.05月分引き上げることです。

このことに基づいて、本町においても豊頃町職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、議案説明書、説明第1号を御参照ください。

2の主な改正内容、関係条項第16条第2項、期末手当の率は、6月期、12月期を平準化し、それぞれ「100分の130」に改め、臨時措置として平成30年12月期の期末手当の率を改正前の率「100分の137.5」とするものです。

関係条項第16条の4第2項、勤勉手当の率は、6月期、12月期の率「100分の90」を「100分の92.5」に改めることとし、臨時措置として平成30年12月期の勤勉手当の率を0.05月分引き上げ、改正前の勤勉手当の率「100分の90」を「100分の95」とし、平成30年12月1日から適用するものです。

次に、第16条第3項、再任用職員の期末手当の率は、その率を6月期、12月期とも平準化し、それぞれ「100分の72.5」に改め、臨時措置として平成30年12月期の期末手当の率を「100分の80」とするものです。

次に、第16条の4第3項、再任用職員の勤勉手当の率は、その率を0.025月分引き上げ、「100分の42.5」を「100分の45」に改め、臨時措置として平成30年12月期の勤勉手当の率を改正前の率「100分の47.5」とし、平成30年12月1日から適用するものです。

次に、議案書7ページから9ページまでの別表第1給料表は、現行の1級から6級まで0.09から1.16%月額を引き上げ、9ページ下段の再任用職員給料表は、1級から6級まで0.12から0.21%引き上げ改定し、平成30年4月1日から適用するものです。

5ページの附則として、第1項の施行期日等及び第2項の期末手当の算定に関する

臨時措置は、ただいま説明申し上げたとおりで、第3項の給与の内払い規定は、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第49号及び議案第50号

●藤田議長 日程第7 議案第49号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び日程第8 議案第50号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを一括議題とします。

議案第49号及び議案第50号の2件について、一括して提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第49号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第50号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、一括して御説明いたします。

議案書1ページ及び3ページをごらん願います。

本2案は、ただいま議案第51号で議決をいただきました人事院勧告に基づく町職員の給与に関する条例の一部改正内容につきまして、議会議員及び特別職の期末手当についても同様に改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、議会議員及び特別職の6月期、12月期の期末手当の率を平準化し、それぞれ「100分の222.5」に改めるものであります。

附則として、第1項でこの条例は平成30年12月1日から適用し、第2項で期末手当の算定に関する臨時措置として、改正後の規定にかかわらず、平成30年12月期の期末手当の率を0.1月分引き上げ「100分の222.5」を「100分の232.5」に読みかえ、第3項で改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

議案第49号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

議案第50号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

11時まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第44号

●藤田議長 日程第9 議案第44号平成30年度豊頃町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

富田総務課長。

●富田総務課長 議案第44号平成30年度豊頃町一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。

補正予算書、1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,246万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,115万5,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から説明いたします。

16ページをお開き願います。

なお、職員等の人件費に関しましては、平成30年度人事院勧告及び人事異動に伴うものでございます。

1款議会費、1項議会費において12万5,000円を追加。

2款総務費、1項総務管理費において、1目一般管理費に職員人件費ほか232万2,000円を追加。

18ページ、3目財産管理費に町有建物管理費ほか750万7,000円を追加。
4目町有林管理費に125万円を追加。7目企画費にまちづくり推進費ほか3,125万6,000円を追加。

20ページ、9目電算情報管理費に19万5,000円、10目簡易郵便局費に30万8,000円をそれぞれ追加し、計4,283万8,000円を追加。4項選挙費において、2目知事道議会議員選挙費に227万2,000円を追加。

22ページ、3目町議会議員選挙費に3万1,000円を追加し、計230万3,000円を追加。

3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費に257万5,000円を追加するなど、24ページになります、計277万4,000円を追加。2項児童福祉費において、1目保育所費に555万9,000円を追加するなど、26ページ、計635万2,000円を追加。

4款衛生費、1項保健衛生費において、4目乳幼児等医療費に250万円追加するなど、計300万9,000円を追加。2項簡易水道費から1,366万円を減額。

28ページ、5款農林水産業費、1項農業費において、2目農業総務費に農業振興事業費ほか2,212万9,000円を追加するなど、計2,198万1,000円を追加。

30ページ、2項畜産業費において、1目畜産業費から畜産振興事業費を減額するなど、計1,046万2,000円を減額。3項林業費から154万8,000円を減額。4項水産業費から75万円を減額。

32ページ、6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費に98万4,000円を追加。2目観光費に177万7,000円を追加し、34ページ、計276万1,000円を追加。

7款土木費、1項土木管理費に81万3,000円を追加。2項道路橋梁費において、1目道路橋梁維持費に300万円を追加。3目道路新設改良費から社会資本整備総合交付金事業費の減額など1億1,898万1,000円を減額し、36ページ、計1億1,598万1,000円を減額。3項住宅費において、1目住宅管理費に町営住宅整備費など314万6,000円を追加。2目住宅建設費から1,064万5,000円を減額し、計749万9,000円を減額。

38ページ、5項施設費に50万円を追加。6項公共下水道費から338万7,000円を減額。

8款消防費、2項災害対策費から50万8,000円を減額。

40ページ、9款教育費、1項教育総務費において、1目教育委員会費から164万9,000円、3目学校保健費から31万6,000円をそれぞれ減額し、計196万5,000円を減額。

42ページ、2項小学校費において、1目学校管理費から2,400万円を減額するなど、計2,394万1,000円を減額。3項中学校費において、1目学校管理費に400万円を追加。2目教育振興費から137万円を減額し、計263万円を追加。4項社会教育費において、1目社会教育総務費から43万5,000円を減額するなど、44ページ、計42万5,000円を減額。5項保健体育費において、1目保健体育総務費に50万円、2目体育施設費に59万5,000円、3目学校給食費に48万円をそれぞれ追加し、計157万5,000円を追加。

以上が、歳出に係る補正の主な内容であります。これら歳出に伴う歳入につきましては、10ページをお開き願います。

9款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税1,660万1,000円を追加。

12款使用料及び手数料、1項使用料に6目土木使用料など、計451万7,000円を追加。

13款国庫支出金、2項国庫補助金において、4目土木費国庫補助金から7,853万7,000円、5目教育費国庫補助金から1,687万3,000円をそれぞれ減額し、計9,541万円を減額。

14款道支出金、2項道補助金において、4目農林水産業費補助金に1,509万1,000円、6目商工費補助金に100万円をそれぞれ追加し、計1,609万1,000円を追加。

12ページ、3項委託金において、1目総務費委託金に147万円を追加するなど、計156万8,000円を追加。

15款財産収入、1項財産運用収入に20万円を追加。2項財産売払収入から50万円を減額。

16款寄附金、1項寄附金に161万2,000円を追加。

17款繰入金、1項繰入金に1,900万円を追加。

14ページ、19款諸収入、5項雑入に35万6,000円を追加。

20款町債、1項町債から5,650万円を減額。

以上が、歳入に係る主な補正の内容であります。

次に、第2条、債務負担行為の補正について説明いたします。

4ページ、第2表債務負担行為補正をごらんください。

表記載の一般廃棄物収集運搬業務委託料において、期間を平成31年度から3年間とし、限度額を1億5,430万1,000円と定めるものであります。

次に、第3条、地方債の補正について説明いたします。

5ページ、第3表地方債補正をごらんください。

表記載のとおり、11事業に係る既定の地方債限度額3億6,860万円を3億1,210万円に改め、地方債限度額の総額を4億2,332万9,000円と改め、定めるものであります。

以上、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。

9 款地方交付税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 1 2 款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●藤田議長 1 3 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 1 4 款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 1 5 款財産収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 1 6 款寄附金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 1 7 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 1 9 款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 0 款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

1 6 ページをお開きください。

1 款議会費、1 項議会費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款総務費、1 項総務管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 0 ページ、4 項選挙費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款民生費、1 項社会福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 4 ページ、2 項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款衛生費、1 項保健衛生費。

- (質 疑 な し)
- 藤田議長 2項簡易水道費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 5款農林水産業費、1項農業費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 30ページ、2項畜産業費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 3項林業費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 4項水産業費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 6款商工費、1項商工費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 7款土木費、1項土木管理費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 2項道路橋梁費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 3項住宅費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 38ページ、5項施設費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 6項公共下水道費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 8款消防費、2項災害対策費。
(質 疑 な し)
 - 藤田議長 9款教育費、1項教育総務費。
8番大谷議員。
●8番大谷議員 この項で、委託料として校舎建築調査設計業務ということで100万円みているわけですがけれども、先日の委員会の調査を行ったときでも建築検討委員会から出された報告書にもありましたけれども、まだ方向性が決まっていないうこととございました。場所と建築方法についても。ただ、ここで調査を出しているということは、それらに対しての結論が出たのか、それとも、それらを含めた方向性を探るために調査するのかどうかお聞かせ願います。
●藤田議長 二村教育課長。

●二村教育課長 お答えします。

こちらにつきましては、一定の方向性があるって、それで設計していくという前の段階の、今後検討していくために必要な資料を整理するような、資料作成業務的なものでございます。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 方向性を決める調査というふうに考えてよろしいですか。

●藤田議長 二村教育課長。

●二村教育課長 はい、そのとおりでございます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

42ページ、2項小学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項中学校費。

8番大谷議員。

●8番大谷議員 この項でも校舎耐力度調査委託業務というものが入っています。これについては、中学校の校舎が、結果がいつ出るのか。その結果によって、結果が悪ければどうするのかお聞かせ願います。

●藤田議長 二村教育課長。

●二村教育課長 こちらにつきましても、今、想定しています中学校が年数がたって老朽化している、その状況を三つの点で調査しようと考えています。建物の構造耐力、二つ目としましては経年による耐力機能の低下、これは保存度と呼ばれていますけれども、それと、あと立地条件による影響、外力条件、こちらについて耐力度調査としまして実施することにより、この校舎がどのような状況にあるかということ把握し、そして、今後検討していく上で国の補助金、交付金をどのような補助メニューでもらえるかというような、基礎的な準備をするためのものでございます。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 それで、全てにおいて改築ありきではないということによろしいですか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私から御説明申し上げます。

今の支出の面ですけれども、これから国に対する補助事業の関係で、どうしてもそういった耐力度調査等の資料が提出されるわけでありまして、事前に調査をしておい

て、条件のいい結果が出るような形になればというふうに思っております。

今後は、まだまだ中学校のほうから小学校のほうの位置の移動等についても検討されますし、きょう、議会のほうからもそれぞれ内容等検討していただきましたので、今後は今の現地でも面積的に十分間に合うかどうかということで本格的に進めて、できるだけ早い段階である程度の姿図等で今後も進めたいというふうに考えております。

したがいまして、今、課長が申し上げましたとおり、これから国に要請するための基礎資料としての必要な金額でございますので、よろしく願いいたします。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 それでは、今、お答えないので聞きますけれども、この業務はいつごろ結果出ることになっているのですか。

●藤田議長 二村教育課長。

●二村教育課長 この予算ができましたら、今年度中、3月を目標に答えを出したいというふうに考えてございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に、進みます。

4項社会教育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項保健体育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 予算書の19ページをお開きください。

本日、参考資料として1枚A4のものが配られておりますが、これの説明だと思っておりますが、第15節の工事請負費のところの町有建物解体撤去工事ということで、3カ所ということになっています。これについては、従来から町長も町並みだとか建築構造物、これについてはやはり危険物だということで撤去しよう、あるいは景観をもう少しグレード上げようというような意図だということで、非常にそういうことについての考えに私は賛同しているのですが、よろしいと思うのですが、今回についてのこの3カ所の目的、理由というものをお聞かせいただけますか。

●藤田議長 佐藤住民課長。

●佐藤住民課長 お答えいたします。

この3カ所ですけれども、まず、茂岩本町につきましては、本年の10月に所有者の方からちょっと私どもでは手に負えないので寄附したいという申し出がありまして、これを受けて寄附をしていただき、寄附採納をし、取り壊しを行うというふうに考えております。

次の大津幸町につきましては、これはことしの8月ですけれども、これも所有者のほうから寄附の申し出がありまして、寄附採納をし、これも危険なため取り壊しを行うというふうに考えております。

次、十弗宝町ですが、これにつきましては昨年の11月に所有者の方から寄附の申し出があり、これも寄附採納し、緊急を要するような危険物ではなかったということで1年あいておりますけれども、いよいよ危なくなってきたということで今回補正をさせていただきまして、これも撤去するという考えでおります。

その後の利用については、それぞれ十弗宝町、大津幸町につきましてはこれといった利用計画は持ってございませんが、茂岩本町につきましては隣接する道路が旧松海商店との間の道路が狭いこと、それから、お座敷いしだのほうから出てきた道路の交差点においてちょっと見通しが悪いということで、これを取り壊した後、道路整備をするようなことでも考えております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 この3カ所について、どのような理由だったかということについてはわかりました。非常にそういう意味では、町民の方あるいは所有者についての本町におけるまちづくりに対する寄附ということですから、前向きにそれらについての御厚意というのはやはり受けるべきだなということは理解できました。

今後、やっぱりこういうようなことが前後続くかもしれませんが、でき得れば、今、担当課長のお話がありましたけれども、そこまでは理解できますが、今後についての、茂岩本町のところの、ちょうどこの位置からいうと非常に交通というのですか、東1線通りというのか1条通りに面しているところで、どうも冬期間あたりは視界が悪いなど、あるいは除雪作業も困難を来しているなどというところを前々から感じておりましたから、その辺のやはり寄附をいただいて、それを解体するというものの後の利活用といたしますか、景観を含めたそういう用途を関係課と詰めていただけるかどうか、若干あそこのじがたからいきますと段差があるというふうに認識していますが、その辺についてと、それから大津、それから十弗、これについても、特に十弗は駅舎の前というふうに思います。これらについても、私、時々見てまいりますが、非常に観光客も多くはありませんけれども、よく来ているようですので、その辺の駐車場確保もあります。またこれらあたりもそれらの景観整備という意味からでも利活

用できるのではないかなという想像をしております。

その辺も含めて参考にしていただきたいと思います。あるいは大津についてもこれは産厚の委員長がきょうも所管の報告していますが、ジュエリーアイスというのは本当に日本一の今、観光シーズンで脚光を浴びているところです。それらも含めて遠い、近いは別にしても、やはり住民の方々に苦情のないような用地としてそれらの利便性を高めて、利用できるような内容を見当していただけるかどうかというところの御意見、考え方、現段階においてのお考えをいただきたいなと思いますが、まず、担当課長どうですか。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 お答え申し上げます。

茂岩本町の場所につきましては、非常に見通しの悪い交差点部分がございます、その部分のはり面等を削りまして見通しのよい形にしたいなと思っております。また、道路幅員も狭い関係もございまして、冬期間の除雪等ちょっと支障がある部分もありますので、そこら辺も道路拡幅等を行いながら交通に支障ないような形にしたいなと思っております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 3カ所についてのあと2カ所もお聞きしたかったのですが、実は6月定例会の後だと思うのですが、町民から非常にうれしい意見がありました。これと同じようなケースです。というのは、本町のメイン通りというのはやはりはるにれ通りなのですね。その中で業をなしている民間の方々が、パブリックパーキングをしたことによって非常にお客さんから好印象を持っているということ、喜ばしい報告です。これは、やはり私は行政というのはそういうところに目を配って、それらについてのやはり方向性というのは間違いでなかったというふうに感じます。ましてや今、担当課長からありましたように、その部分についてのみお話しすとそういうようなケースになるのではないかなと、今後についての考え方も含めて、また、こういうようなケースも出てくると思いますので、それらについての町長のお考えも一言いただきたいなと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在空き地の3件につきましては、それぞれの担当課長が説明したとおりであります。

ただ、今、うちのほうの条例で取り壊しの中で限度を決めて助成をしておりますので、一方的に行政が立ち入ることについては、逆にいつまでも空き地としておいて行政でやってくれるんだという誤解を招くおそれもありますから、できるだけやはり担

当者がその家庭の事情を調査いたしまして、今回の1件については弁護士が中に入りまして整理整頓し、特に私どもも茂岩市街の道路等で万が一事故でもあったら大変なことなものですから、そういう形にしております。大津のほうも空き地になれば、また今言ったジュエリーアイスの関係等とも使えますし、いろいろな面で使えるかなというふうに思っております。

今後も財政的な問題もありますけれども、できるだけ家庭事情を十分調査しながら、独居老人の家庭でなかなか空き家にして、もう地元に戻ることもないような方については早急に担当者が話し合いをし、やはりそういった空き家を処分しなければ、町並みの活性化にもつながらないというふうに考えております。今後は、できるだけそういう物件については積極的に取り壊しし、本人の了承を得ながら土地だけを寄附していただくような方向で進めたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

次に、4ページ、第2表債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、5ページ、第3表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第45号

●藤田議長 日程第10 議案第45号平成30年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 補正予算書49ページをお開きください。

議案第45号平成30年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,024万4,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、平成30年度の国保制度改革に伴う国保事業報告システムの改修に要する費用の補正であります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書58ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費にシステム改修に係る道国保連合会負担金27万円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、56ページ、歳入をごらんください。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金に特別交付金27万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

56ページをお開きください。

3款道支出金。

（質疑なし）

●藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

58ページ、1款総務費。

（質疑なし）

●藤田議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第46号

●藤田議長 日程第11 議案第46号平成30年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 補正予算書61ページをお開き願います。

議案第46号平成30年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,974万円と定めるものであります。

このたびの補正は、給与改定等に伴う人件費の追加及び要支援認定者のホームヘルパー、デイサービス利用の増加に伴う介護予防・生活支援サービス事業負担金の補正であります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書70ページから御説明いたします。

3款地域支援事業費、1項、1目介護予防・生活支援サービス事業費に事業負担金117万4,000円を追加。

同じく3款、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費に人件費19万9,000円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、68ページ、歳入をごらんください。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金にその他繰入金として19万9,000円を追加。

8款、1項、1目繰越金に前年度繰越金として117万4,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

68ページをお開きください。

7款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

70ページをお開きください。

3款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第47号

●藤田議長 日程第12 議案第47号平成30年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書73ページをお開き願います。

議案第47号平成30年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ729万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,887万4,000円と定めるものであります。

本予算は、幕別町、浦幌町の簡易水道移設補償負担金の減額によるものであります。

主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。

補正予算書82ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、職員人件費において、473万3,000円を減額。簡易水道一般経費において、幕別町大豊簡易水道統内16線改良工事負担金など509万3,000円を減額。簡易水道施設維持補修費に修繕料153万円、本管布設工事に100万円を追加するなど、合わせて729万6,000円を減額するものであります。

この歳出に伴う財源として、80ページ、歳入について御説明いたします。

3款繰入金、1項他会計繰入金、一般会計繰入金から1,366万円を減額し、4款繰越金、1項繰越金に636万4,000円を増額するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議をお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

80ページをお開きください。

3款繰入金。

（質疑なし）

●藤田議長 4款繰越金。

（質疑なし）

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

82ページをお開きください。

1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。
これから、議案第47号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第48号

●藤田議長 日程第13 議案第48号平成30年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書85ページをお開き願います。

議案第48号平成30年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ169万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,691万円と定めるものであります。

主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。

補正予算書94ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、職員人件費418万5,000円を減額。

2項施設管理費、1目下水道施設管理費において、公共柵設置工事費200万円を追加するなど、合わせて245万円を追加するものであります。

この歳出に伴う財源として92ページ、歳入について御説明いたします。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金において338万7,000

円を減額。

5款、1項繰越金に169万2,000円を追加するものであります。

以上でありますので、御審議をよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

92ページをお開きください。

4款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

94ページをお開きください。

1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第52号

●藤田議長 日程第14 議案第52号豊頃町学童保育所条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

廣澤子育て支援所長。

●廣澤子育て支援所長 議案書 11 ページをごらん願います。

議案第 52 号豊頃町学童保育所条例の一部改正について御説明いたします。

本案につきましては、児童福祉法の規定に基づき、学童保育所の入所対象児童の年齢を拡大するとともに、これに伴う定員の拡大並びに費用負担額の軽減を行い、さらなる児童の健全な育成を図ることを目的として、所要の改正を行うものであります。

改正内容でございますが、第 4 条の表において、学童保育所、名称える夢児童クラブの定員を「30 名」から「40 名」に改め、第 6 条第 1 項に規定する入所できる対象児童の年齢について、「おおむね 10 歳未満」を削り小学校に就学している児童とするものであります。また、第 8 条第 2 項において、学童保育料について児童 1 人につき月額 6,000 円とする規定にただし書きを加え、同一の世帯から 2 人以上の児童が入所している場合は、2 人目の児童は 3,000 円とし、3 人目以降の児童は無料とするよう改めるものであります。

なお、附則として、本条例の施行期日を平成 31 年 4 月 1 日からと定めるものでありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 52 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 53 号

●藤田議長 日程第 15 議案第 53 号十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第53号十勝圏複合事務組合同規約の変更について御説明いたします。

議案書13ページをごらんください。

本案は、十勝圏複合事務組合において共同処理しております7分野の事務のうち、ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務について、平成31年4月1日から清水町、本別町、足寄町及び陸別町を加えるため、組合同規約の一部を変更しようとするものでありまして、地方自治法第290条の規定に基づき、関係市町村の協議によってこれを定めるため、議会の議決を求めるものであります。

改正内容は、規約第3条中「次に掲げる」を「次の表の右欄に掲げる市町村に係るそれぞれ同表の左欄に掲げる」に改め、同条の表第6ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務の項中、「音更町」の次に「、清水町」を、「豊頃町」の次に「、本別町、足寄町、陸別町」を加えるものであります。

附則として、この規約は平成31年4月1日から施行するものでありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎ 同意案第3号

●藤田議長 日程第16 同意案第3号豊頃町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第3号豊頃町教育委員会委員の任命についてであります。

本年12月24日をもちまして任期満了となります櫻井委員につきまして、引き続き任命いたしたく、法律の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

住所は、豊頃町二宮1356番地、氏名、櫻井康雄氏でありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、人事案件につき、討論を省略したいと思ひます。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本案については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第3号は、同意することに決定しました。

◎ 請願の委員会付託

●藤田議長 日程第17 請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりであります。

請願文書表を職員に朗読させます。

中川事務局長。

●中川事務局長 請願文書表。

受理番号、1。受理年月日、平成30年11月26日。件名、日米物品貿易協定交渉に関する請願書。請願者の住所及び氏名、豊頃町中央若葉町12番地、豊頃町農政協議会、執行委員長、前田精一。紹介議員の氏名、豊頃町議会坂口尚示議員、小笠原茂人議員。付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

●藤田議長 ただいま朗読しました請願については、請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 陳情の委員会付託

●藤田議長 日程第18 陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

陳情文書表を職員に朗読させます。

中川事務局長。

●中川事務局長 陳情文書表。

受理番号、10。受理年月日、平成30年11月21日。件名、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める陳情。陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会、会長、矢野嘉章。付託委員会、総務文教常任委員会。

以上です。

●藤田議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 休会の議決

●藤田議長 日程第19 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、12月6日から同月11日までの6日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、12月6日から同月11日までの6日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時57分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員